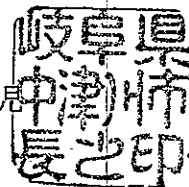


中行管第74号  
平成24年11月26日

中津川市個人情報保護審査会 様

中津川市長 青山 節 郎



個人情報の外部提供について (諮問)

中津川市個人情報保護条例 (平成11年中津川市条例第17号) 第7条第1項第4号の規定により、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

諮問第1号

民生委員への個人情報の提供について

事務局 中津川市総務部行政管理課 高木  
電話 0573-66-1111 内線 441  
FAX 0573-66-0634

## 民生委員への個人情報の提供について

### 1 実施機関（所管課）

市長（健康福祉部高齢支援課）

### 2 業務の名称

民生委員との適切な情報共有

### 3 業務の目的

民生委員が市内の65歳以上の高齢者情報を利用し、地域において支援を必要とする者を把握し、見守り等の支援活動を適切、かつ、円滑に実施するため。

### 4 根拠法令等

- ・ 民生委員法（昭和23年法律第198号）
- ・ 中津川市個人情報保護条例（平成11年中津川市条例第17号）

### 5 提供する個人情報の内容

市内の65歳以上の方の氏名、振り仮名、性別、生年月日、世帯主名、続柄、住所及び町内会名